平成２４年（フ）第１６５号
兵庫県加古川市山手１丁目13番３―504号
債務者　松本比査子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２０号
広島市佐伯区藤垂園６番14―103号
債務者　射場　晴子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目15番37号
債務者　奥島美智代
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市西沢字二タ子27番地
債務者　佐々木直樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３４号
茨城県取手市新取手２丁目15番５号
債務者　福田　慧子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
茨城県取手市井野団地５番16―505号
債務者　狐塚　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目23番地２　ポピーハイツ102号室、前住所茨城県取手市戸頭２丁目26番12号　東電独身寮管理人室
債務者　森崎　春美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
千葉県館山市南条326番地の15
債務者　佐藤　愼治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第７１号
山梨県南アルプス市西南湖4419番地２
債務者　細谷　和代
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
山梨県甲府市大里町2776番地５
債務者　津金　元実
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
山梨県山梨市小原東720番地　Ｃ―654
債務者　角田　道成
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
山梨県南巨摩郡身延町相又503番地４　相又団地１―301号
債務者　蛭田　明美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長野県松本市南原２丁目12番Ｂ―502号、前住所長野県松本市野溝西１丁目９番49号、前々住所長野県松本市梓川倭1863番地８
債務者　渡辺　治実
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１５号
長野県松本市南原２丁目12番Ｂ―502号、前住所長野県松本市野溝西１丁目９番49号、前々住所長野県松本市梓川倭1863番地８
債務者　渡辺　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６号
長野県松本市白板１丁目６番３号　ミサワイン３Ｆ、前住所大阪市淀川区東三国６丁目20番26―407号
債務者　ジュエラースピリットこと　小田　啓一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６２号
長野県松本市寿台３丁目12番21号　寿団地（３丁目）407号
債務者　竹越はるみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６８号
福岡市博多区奈良屋町４番13号
債務者　野村　周三
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部